

<手順1> 申込みする保育サービスを選ぶ ※裏面の早見表も参考にしてください

無理なく利用できる保育サービスを案内冊子やインターネット等で探し、申込み先を選んでください。

【パターン1】 申し込み先が認可保育所、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業
家庭的保育事業の場合

⇒<手順2>の後、<手順3>と<手順4>へ

【パターン2】 申し込み先が認可外保育施設（川崎認定保育園・地域保育園）、幼稚園
認定こども園（幼稚園部分）の場合

⇒<手順2>の後、直接施設・園へ申込みしてください。

<手順2> 保育サービス施設の見学（必須ではありませんが強くお勧めします。）

見学の際には、保育サービス施設に直接お問い合わせのうえ、できるだけお子さんと一緒に見学し、各施設の利用にあたっての重要事項説明を受けてください。

※重要事項：保育所等の開所日、開所時間、休日等に関する運営規定や、職員体制、
主食代等の実費徴収の有無、その他施設選択に関する事項をいいます。

【パターン1】

申し込み先が認可保育所、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業、
家庭的保育事業の場合

【パターン2】

申し込み先が認可外保育施設
（川崎認定保育園・地域保育園）幼稚園
認定こども園（幼稚園部分）の場合

直接施設・園へ申込みしてください。
利用条件や料金、申込み書式等は施設・園
によって異なります。

<手順3> 申請要件の確認

認可保育所・認定こども園（保育所部門）・小規模保育事業・家庭的保育事業（以下、保育所等）を申請するためには、以下「保育の必要性」のいずれかの事由に該当する必要があります。

	保育の必要性事項	保育実施期間	認定区分
①	1日4時間以上かつ月16日以上就労	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間または短時間
②	妊娠・出産	出産予定日の前後2か月程度	保育標準時間
③	保護者の病気、負傷または心身障害	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間
④	同居又は長期入院している親族などの介護・看護	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間
⑤	災害の復旧	災害の復旧が完了されると見込まれる期間	保育標準時間
⑥	求職活動又は起業の準備	2か月以内	保育短時間（原則）
⑦	卒業後就労を目的とした職業訓練校や大学等へ進学していること	職業訓練校や大学等へ通学する期間	保育標準時間
⑧	虐待やDVの恐れがあること	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間
⑨	児童を養育する能力に著しく欠如している場合など、その他児童福祉の観点から保育の実施が必要であり、上記①～⑧に類すると市長が認めた場合	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間

※「保育標準時間」とは最大11時間、「保育短時間」とは最大8時間利用できる区分のことです。（開所時間内で1日あたり）

<手順4> 申請へすすむ

<手順4> 申請（申請書類リストは裏面参照）

申請書類一式を、指定された期限（年度途中は入所希望月前月の10日まで（※閉庁日の場合はその前日）・4月入所はお問い合わせください）までに、各区役所・支所へ持参か、郵送（4月入所申込みのみ）で提出してください。

持参の場合、お住まいの地域によって提出先が異なりますので、下記の表で提出先を確認願います。

【注意】書類不備の場合は受付できません。 早めの手続きをお願いします。

※認可外保育施設（川崎認定保育園・地域保育園）と幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）は、直接施設・園へ申込みしてください。

提出先	住所地
川崎区役所児童家庭課 〒216-8570 川崎区東田町8番地 川崎区役所4階 044-201-3219 （最寄駅：JR線・京浜急行線川崎駅）	旭町1～2丁目、池田1～2丁目、砂子1～2丁目、駅前本町、榎町、大島1～5丁目 大島上町、小川町、小田1丁目、貝塚1～2丁目、京町1～3丁目、境町、下並木 新川通、鈴木町、堤根、中島1～3丁目、日進町、東田町、富士見1～2丁目、堀之内町 本町1～2丁目、港町、南町、宮前町、宮本町、元木1～2丁目、渡田1～4丁目 渡田山王町、渡田新町1～3丁目、渡田東町、渡田向町
大師地区健康福祉ステーション 児童家庭係 〒210-0812 川崎区東門前2丁目1番1号 044-271-0150 （最寄駅：京浜急行線東門前駅）	池上新町1～3丁目、伊勢町、浮島町、江川1～2丁目、川中島1～2丁目 観音1～2丁目、小島町、塩浜1～4丁目、昭和1～2丁目、田町1～3丁目 大師駅前1～2丁目、大師河原1～2丁目、大師公園、大師町、大師本町、台町、千鳥町 出来野、殿町1～3丁目、中瀬1～3丁目、東扇島、東門前1～3丁目 日ノ出1～2丁目、藤崎1～4丁目、水江町、夜光1～3丁目、四谷上町、四谷下町
田島地区健康福祉ステーション 児童家庭係 〒210-0852 川崎区鋼管通2丁目3番7号 044-322-1999 （最寄バス停：鋼管通二丁目）	浅田1～4丁目、浅野町、池上町、追分町、大川町、扇町、扇島、小田2～7丁目 小田栄1～2丁目、鋼管通1～5丁目、桜本1～2丁目、白石町、田島町、田辺新田 浜町1～4丁目、南渡田町

<手順5> 支給認定証の交付

申請要件を満たし、書類に不備がなければ1か月程度で支給認定証を発行・郵送します。支給認定証は、「保育所等」を利用できる資格があることを証明するものですので、大切に保管してください。

特定の保育所等に入所内定した書類ではありませんので、ご注意ください。

保育所等の利用調整（入所選考）は、認定を受け、期限までに申込みされた方を対象に行います。

<手順6> 利用調整会議（入所選考）

川崎市の利用調整基準に基づいて、各申込者の申請情報に合わせてランク・指数を割り振り、施設ごとに利用調整会議を開催し、ランク・指数が高い方から入所内定を決定します。（詳細は別紙利用案内参照）

<手順7> 利用調整結果通知

利用調整結果は郵送にて通知します。

なお、申込み書類は同じ年度の3月末まで有効です。

<入所内定の方へ>

健康診断と施設の面接を経て、入所となります。
料金は市民税所得割額に応じて決定されます。

<入所保留（不承諾）の方へ>

“アフターフォロー”のご案内

川崎認定保育園、一時保育等を中心とした各保育サービスの空き情報を区役所・各支所保育所担当にてご案内しておりますので、ぜひご利用ください。

また、待機児童対策として本市が独自に実施している「おなかま保育室 川中島」の申込みができます。